

箕面 EXPO 共創プラットフォーム参画にあたっての注意事項

プラットフォームに参加いただく場合は、以下の事項についてご確認いただきますようお願いいたします。なお、以下の事項及び、記載のない事項について疑義がある場合は個別にご相談ください。

- 1 共に創出する事業は、市の魅力・市民のまちへの愛着・地域経済の向上を図るための箕面市内における社会的、経済的価値を有するものに限ります。
- 2 参加を希望する事業者の活動が次に該当する場合は参加できません。
 - (1) 法令や公序良俗に反する場合
 - (2) 本市の施策や規定等に反する、又は抵触する場合
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げるものに該当する場合。
 - (4) 政治的活動や宗教の勧誘などの関連性や要素がある場合
 - (5) 上記のほか、公共性、公平性に問題がある等の事由があると事務局が判断した場合
- 3 参加承認後においても、上記に該当する事実が判明した場合は、参加承認を取り消すことがあります。
- 4 プラットフォームで提案される共創アイデアの実現に向けて、市及びプラットフォーム参加者や提案に係る関係者（以下、「関係者間」という）での調整は、内容によって時間を要することがありますのでご了解ください。
- 5 提案いただいた内容は、関係者間での実現を確約するものではありません。
- 6 提案は、関係者間での契約申込として取り扱うものではありません。また、提案受付後の検討開始をもって、契約の合意・締結となるものではなく、かつ、各提案への対応（検討、調整等）や実現に対して法的義務を負うものではありません。
- 7 提案内容の成立・不成立に関わらず、本市は提案及び提案への対応に係る一切の費用、提案によって生じた損害等への補填、賠償はいたしません。
- 8 特に本市への提案の実施に関して、法令又は本市の契約手続きの規定等に従い、公募等の調達手続きが必要となる場合があります。その際は本市が提案者から得た情報の全部又は一部を利用し、公募等のための仕様を作成させていただく場合があります。
- 9 上記7の場合、提案者の権利等に不都合が生じる箇所がある場合は、提案提出後から本市が公募等を実施するまでの間に、予めその内容、範囲について提案者から本市にご相談ください。
- 10 提案後の対応及び提案の実現過程で個人情報のほか、機密情報の取り扱いがある場合は、関係法令及び社会通念に基づき、厳密かつ適切に取り扱ってください。

なお、この取り扱いに関する事故等の問題が生じた場合は、本市に故意又は重大な過失がある場合を除き、提案者に対して本市は一切の責任を負いません。
- 11 提案内容は、関係者間で情報共有させていただきます。

情報共有（公開）の範囲等に留意事項がある場合は予め申し出等により関係者間に周知してください。
- 12 本プラットフォームの各取り組み及び共創アイデアの実現結果（過程を含む）等を本市のホームページやSNS等のほか、関係者間の各公報媒体等で公表する場合があります。